

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市小谷堀字古大場川添七五番一地先から 同市小谷堀字新大場川添八二番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年四月十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和八年四月十日付け 埼玉県越谷県土整備事務 務所長告示第十二号で 告示した道路予定区域 の一部供用開始である。 延長一七・〇五メー トル</p>	<p>備考</p>